

(別紙)

【指摘事項】 補助金が過大に交付されていたもの（合規性）（報告書 P5）

該当団体 社会福祉法人^{ふくじゅえん}福寿園

軽費老人ホーム利用料補助金は、軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、事業の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象と認められる経費について交付されるものである。また、補助の対象となる経費のうち、介護職員処遇改善費とは、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を図るために要する経費であり、その算定方法は、当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算した介護職員数（常勤換算）に月額を乗ずることとされている。

社会福祉法人福寿園は、ケアハウスきぬうらの令和4年度軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の対象介護職員数（常勤換算）の記載において、8月分について、同月に勤務した職員が、実際は「常勤1人、非常勤2人」であるところ、「常勤2人、非常勤2人」であると誤認し、それをもとにした勤務延時間数を計上したこと、12月から3月までの間の分について、当初の見込値のままとしたことにより、介護職員処遇改善費の算定を誤ったため、補助金が4,500円過大に交付されていた。

<過大交付の内容>

- ・ 介護職員処遇改善費 (35.5-35) 人×9,000円(月額) =4,500円

月	正		誤	
	対象介護職員数 (常勤換算)	補助額	対象介護職員数 (常勤換算)	補助額
4月	3.1人	27,900円	3.1人	27,900円
5月	2.9人	26,100円	2.9人	26,100円
6月	3人	27,000円	3人	27,000円
7月	2.1人	18,900円	2.1人	18,900円
8月	2人	18,000円	3人	27,000円
9月	3.1人	27,900円	3.1人	27,900円
10月	3人	27,000円	3人	27,000円
11月	3.1人	27,900円	3.1人	27,900円
12月	3.2人	28,800円	3人	27,000円
1月	3.1人	27,900円	3人	27,000円
2月	3.2人	28,800円	3.1人	27,900円
3月	3.2人	28,800円	3.1人	27,900円
合計	35人	315,000円	35.5人	319,500円

<参考>

○愛知県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱

(交付の対象)

第2 第1に規定する補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助事業の内容及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

別表

1 サービスの提供に要する費用

補助事業の内容及び補助対象経費は以下の①及び②のとおりとし、交付額は①及び②を合算した額とする。

① 略

② 介護職員処遇改善費

介護職員処遇改善費とは、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を図るために要する経費である。

介護職員処遇改善費は、(1)軽費老人ホームに勤務する各月の介護職員数(常勤換算)から特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を控除した数に、介護職員処遇改善費月額単価を乗じた額とする。

なお、賃金改善を実施しない月、及び、一般入所者の入所日数が「0」となる月は算入しない。

(1)サービスの提供に要する費用月額単価

サービスの提供に要する費用月額単価は、令和4年12月5日付け4高福第2560号愛知県福祉局長通知の別表I-①欄のとおりとする。

(2) 略

○令和4年12月5日付け4高福第2560号愛知県福祉局長通知

別表I (令和4年4月以降適用) (抜粋)

単位：円

区分	施設名	サービスの提供に要する費用(月額)①		生活費(月額)②	冬期加算額 (11月から3月まで)
		基礎額	介護職員処遇改善費		
ケアハウス	きぬうら	40,500	9,000	44,500	1,960

○愛知県軽費老人ホーム利用料補助金に係る介護職員処遇改善費取扱指針

4 算定方法

(1) 処遇改善費の算定方法

ア 対象職員

軽費老人ホームに勤務する各月の介護職員数(常勤換算(小数点第2位以下切り捨て))から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を除いた数を対象職員数とする。

イ 補助額

各月、対象職員数あたり 9,000 円を乗じた額を処遇改善費とする。

$$\boxed{\text{処遇改善費（1月あたり）} = \text{各月対象職員数（常勤換算）} \times 9,000 \text{ 円}}$$

(2) 介護職員数（常勤換算）算出にあたっての留意事項

ア 「常勤換算」とは、当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

イ 「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該軽費老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

ウ～オ 略